

Abeanary 通信

～トピックス～

1. コロナ対策の重荷で雇用保険料引き上げ
2. 税務カレンダー（2023年3月、4月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

何をやるにしても考えて考え抜く。それが私の一生である。

出光佐三（出光興産創業者）

※経営者100の言葉より引用

コロナ対策の重荷で雇用保険料引き上げ

◆2023年4月から0.2%引き上げ

厚生労働省の労働政策審議会は雇用保険料を2023年4月から0.2%引き上げることとし、労使が負担する保険料率は賃金の1.35から1.55に上げることを了承しました。労働者の料率は0.5%から0.6%に、事業主は0.85%から0.95%と0.1%ずつ上がります。新型コロナウイルス禍の雇用下支えが長期化し財源の枯渇を招いたのです。

◆財源の正常化遅れる

雇用保険制度は保険料を事業主と労働者が負担する「失業等給付」と「育児休業給付」、事業主のみが負担する「雇用保険2事業」の3つの区分があり、改定は失業給付向けの保険料だけを改定します。コロナ禍で膨大な資金を使ったため、従業員の休業時などに支給する雇用調整助成金は支給要件を大幅に緩和したこともあり、2022年12月初旬で6兆2千億円を超えて支給しました。

雇調金は2事業の積立金から支払うことになっていますが、不足したため失業給付積立金から借り入れる事態となったのです。

もともと失業給付の積立金は潤沢であったので保険料率を法定の原則より下げた状態が続きましたが、今回の引き上げ改定で原則に戻るようになります。

会社の支出が増えるほか手取りも減るので経営者が賃上げしても労働者に実感してもらいにくい状況ではあります。

◆雇調金で失業抑制の一方で

世界の主要国はすでにコロナ禍で特例的に実施した雇用の下支えは終了していますが、日本は2023年3月に終了を予定しています。労働政策研究機構によると英米はコロナ禍直後に集中的に下支えを実施、21年度中に終了したところもあり、世界的に雇用下支えの縮小、終了となってきています。

厚労省は雇用調整助成金で失業率を抑制できた、100万人規模の雇用を守ったと試算しています。一方で雇用調整助成金は、企業が過剰労働力を抱えているのに労働市場に出る求職者を減らす面があります。雇用を守り失業を防ぐ半面、新規労働市場に出る求職者が減ってしまうということがあります。足元では人手不足にも対処しなくてはなりません。成長分野への労働移動を阻害しないように努める必要もあります。

2023年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日

- 前年分贈与税の申告（2月1日から3月15日まで）
- 前年分所得税の確定申告（2月16日から3月15日まで）
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出（期限：5月31日）
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
- 財産債務調書・国外財産調書の提出（令和4年分。令和5年分以降は6月30日）

2023年4月の税務

4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

5月1日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 軽自動車税(種別割)の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等）

おすすめ書籍のご紹介

付加価値のつくりかた



ジャンル	スキルアップ・キャリア
	自己啓発・マインド
	生産性・時間管理
著者	田尻望
出版社	かんき出版
定価	1,760円(税込)
出版日	2022年11月07日
評点	
総合	3.8
革新性	4.0
明瞭性	3.5
応用性	4.0

キーエンスの営業提案力は圧倒的だ。「3カ月前にお話しさせていただいた新設備開発の件、進捗いかがでしょうか。そろそろ御社での予算策定時期を迎えますし……」「御社の課題についてずっと考えていたのですが、日曜日の朝に起きたとき、解決法をぱっと閃きました!」。これらは製造業に身を置く要約者が実際に耳にした、キーエンスの営業との会話だ。こうしたひと言に、商品への自信がにじみ出ている。

なぜここまで自信を持って売れるのか。その答えを知りたい人は、本書を手にとってほしい。

本書は、キーエンスで技術営業として活躍した田尻望氏が「付加価値のつくりかた」を詳細に解説する一冊だ。読みどころは、これまであまり語られてこなかった、キーエンスの「付加価値のつくりかた」。「マーケットイン型」「高付加価値状態での商品の標準化」「世界初・業界初の商品」をキーワードに、「こんなことをやっていたんだ!」と、どんな業種・業界の人にも驚きと発見をもたらすであろう秘密が明かされている。

◆◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>